

福島県子どもを虐待から守る条例 条文新旧対照表

新	旧
<p>第一条 〔略〕</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓 三 〔略〕</p> <p>四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定するものをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、女性相談支援センターの職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>第三条から第二十七条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 〔略〕</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓 三 〔略〕</p> <p>四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、婦人相談所、</p> <p>配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、婦人相談所の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>第三条から第二十七条 〔略〕</p>